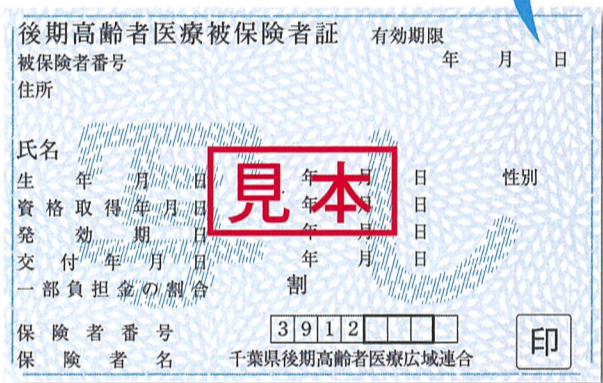


令和5年8月1日から 後期高齢者医療制度 保険証が新しくなります



新しい保険証は7月中に市(区)町村から送付します

旧



藍色

新



薄茶色

医療機関等の窓口で支払う医療費の自己負担割合について

一般のかた

1割

一定以上の所得のあるかた

2割

(現役並み所得者を除く)

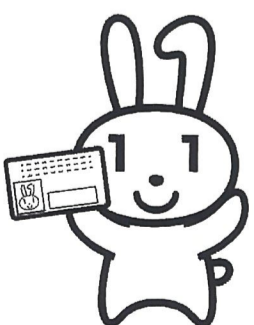
現役並み所得者と判定されたかた

3割

お問い合わせ

千葉県後期高齢者医療広域連合コールセンター ☎0570-080280

または、お住まいの市(区)町村後期高齢者医療担当課へ



マイナンバーカードが健康保険証として利用できます！

※マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、事前に申込が必要です。

※医療機関・薬局により、健康保険証として利用できる開始時期が異なります。

マイナンバーカードの
健康保険証利用についての
お問い合わせ

マイナンバー総合フリーダイヤル

0120-95-0178

マイナンバー
受付時間(年末年始を除く)
平日 9:30~20:00
土日祝 9:30~17:30

ホームページ



発行：千葉県後期高齢者医療広域連合 ☎043-216-5011 ホームページ：<https://www.kouiki-chiba.jp/>